

沖縄市放課後児童クラブ DX 推進実証事業業務委託 概要仕様書

1 概要

(1) 事業名

沖縄市放課後児童クラブ DX 推進実証事業業務委託

(2) 目的

本事業は、放課後児童クラブにおける行政提出書類（配置状況・出欠報告・タイムカード等）の作成・報告およびクラブ入会申込のオンライン化等、クラブ業務のDXを推進することで、保護者・クラブ・市の事務負担軽減と住民サービスの向上を図る効果的な実証事業を目的とする。

また、こども家庭庁の「放課後児童クラブ利用手続き等に関わる DX 推進実証事業」の交付金を活用し、放課後児童クラブにおける行政報告業務のDXを推進する。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 主体的な事業運営と効果の検証

- ① 国の「放課後児童クラブ利用手続き等に係るDX推進実証事業」の趣旨・要件を精査、熟知の上、本業務を遂行すること。
- ② 本業務の実施にあたっては、本市及び放課後児童クラブと緻密な連携を図りつつ、DX推進コンソーシアムの編成等、事業の完遂にむけて主体的に企画・運営を行うこと。
- ③ 各放課後児童クラブからの要望について、実現可能性、費用対効果及び運用への影響を勘案し、必要に応じて市と協議の上、運用又は機能への反映を検討すること。
- ④ 本市と協議の上、本業務の導入前後における比較分析を行い、業務効率化や利便性向上に関する成果を定量・定性の両面から可視化すること。

(2) 放課後児童クラブ支援システムの導入

- ① 詳細要件のヒアリング
- ② 業務フローの整理及び改善提案
- ③ カスタマイズ部分の設計・開発・テスト
- ④ アカウント作成（沖縄市用、対象施設用）
- ⑤ 初期データ登録（施設情報、職員情報、クラブ利用児童情報等）
- ⑥ 「4スケジュール（案）」に沿ったシステムの導入
- ⑦ 主な機能

○入会申込機能

システム導入にあたって、本市の現行の入会申込運用（現行運用については、別紙参照。）を前提とし、当該運用を大幅に変更することなく、必要な設定及び運用支援を行うこと。また、各放課後児童クラブにおいて入会審査を行えるよう、必要な設定及び運用支援を行うこと。入会申込時のなりすまし防止、個人情報の取扱いに関する同意取得・管理、登録児童及び待機児童の管理ができること。

○市・クラブ間機能

対象施設で実施している放課後児童健全育成事業の実施内容（開所日数や職員の配置状況、児童の利用状況、業務日誌等。別紙参考様式参照。）を可視化し、オンラインで本市に報告できること。クラブ機能並びに市・クラブ間の円滑な情報共有ができること。

○クラブ機能

対象施設職員の出退勤管理ができること。児童の出欠管理ができること。

(3) システムに関する操作マニュアルの提供及び更新

(4) システムの操作手順に関する研修の実施（沖縄市用、対象施設用）

(5) 沖縄市及び対象施設からの電話/メール等による問い合わせの対応

4 スケジュール（案）

	事業計画
R8.7	コンソーシアムの設立（市・選定事業者・放課後児童クラブ等）
R8.9	コンソーシアムの運営（入会申込オンライン化に向けた検討会）
R8.9～10	システム利用した入会申込の準備と周知
R8.11	一斉入会申込受付
R8.12	入会決定等の処理
R9.1～	申込期間外の受付
R9.1～R9.2	コンソーシアムの運営（振り返り）
R9.3	アンケート（導入前後における比較分析）
R9.3	成果物作成（導入前後における比較分析）

※入会申込に関する機能以外のスケジュールについては、コンソーシアムにて協議する。

5 調達範囲

本件の調達範囲は、沖縄市と対象施設が利用する web サービス一式（アカウントライセンス）とする。なお、対象施設と保護者間の機能（保護者向け機能）については、各対象施設との個別契約により利用することを想定しており、本件の調達範囲には含まない。また、端末やネットワーク回線は含めない。ただし、入会申込に係る保護者の認証、本人確認及び個人情報に関する同意取得・管理は本件の調達範囲に含む。

6 対象施設

No.	施設種別	施設数
1	民設民営クラブ	49施設
2	公設民営クラブ	6施設
3	公設公営クラブ	2施設

7 システム要件

（1）基本要件

- ① 対象施設において利用する機能は、インターネット回線で利用できること。
- ② 定期的にバージョンアップを図るクラウドサービスの形態で提供すること。
- ③ 当該クラウドサービスに対し一般的に行われるシステム機能の強化（改修・追加等）については、追加の費用なく提供すること。
- ④ web サイト上でシステムを運用する場合は、ドメインを沖縄市ホームページと同じドメインを使用すること。沖縄市ドメインの使用が困難な場合は、ドメインのドロップキャッチを防ぐ等、サービス終了後のドメインについて第三者の再取得を防止する措置を講じること。
- ⑤ 受注者はシステム並びに成果物が、第三者の著作権、特許権、知的財産権、その他の権利を侵害していないことを保証するものとし、侵害している懸念がある場合については、事前に沖縄市に報告すること。
- ⑥ 他自治体で同種または同様の放課後児童クラブ支援システムの導入・運用実績があること。
- ⑦ 沖縄県内に本店、支店、営業所または事務所を有することが望ましく、打合せやサポート等に参加や体制を構築できる者であること。

(2) 機能要件

別紙「放課後児童クラブ支援システム機能要件確認書」に記載された機能を提供できること。なお、対応可否を機能要件確認書へ記入すること。(未記入の場合、対応不可とみなす。)

(3) その他

①全般

- (ア) サーバー障害等によるデータ消去及び破壊のリスクを低減するため、サーバー、記憶装置等を冗長化する機能を設けること。
- (イ) アクセス、認証、操作、管理者行為等に関するログを取得し、改ざん防止措置を講じた上で一定期間保全できること。
- (ウ) システムの最適なバックアップの方法及び頻度が設定されていること。その際、バックアップ処理によりシステムの性能要件を損なうことのないようにすること。
- (エ) バックアップデータは、業務上の必要性を加味し最低限 14 世代（日次）取得できるよう構築すること。
- (オ) バックアップデータは、沖縄市の求めがあった場合には、双方協議の上、システム上抽出可能な範囲で提出すること。
- (カ) 24 時間 365 日サービス提供が可能であること。ただし、システムメンテナンス等により運営停止が必要となる場合は、事前に本市と協議し、通知やお知らせを行うこと。
- (キ) 施設向け機能は、当該施設に申込のあった世帯に関する情報に限定して閲覧できる構成とし、他の施設又は当該施設に申込のない世帯の情報を閲覧できないようにすること。
- (ク) 保護者向け機能は、本市・施設向け機能及び業務サーバーに直接アクセスさせない構成とし、公開用画面、ポータル、API、中継サーバー等を介して必要最小限の情報のみを取り扱うこと。なお、保護者向け機能については、適切な本人確認及び認証方式を講じること。

②セキュリティ要件

- (ア) コンピュータウイルス等、悪意あるプログラムの侵入を防止するため、アンチウイルスソフトウェアを活用する等の対策を講じること。
- (イ) サイバー攻撃や改ざんに備え、システム監視やセキュリティホール対策を適切に講じること。
- (ウ) ファイアーウォール等による不正アクセス対策を講じること。
- (エ) システムへのログイン時は、ID・パスワード認証を基本とし、多要素認証、端末認証、接続元制限等の機能を組み合わせ、適切なアクセス制御を実施できること。
- (オ) システム利用者に応じた閲覧・操作権限の設定等、ソフトウェア面でのセキュリティ対策を講じること。
- (カ) 保護者は、各施設が認めた利用者以外は利用不可とし、利用者であっても、所属する施設で取り扱う情報及び自身の子どもの情報以外の閲覧、利用ができないようにすること。
- (キ) 読み取り端末およびブラウザとサーバー間のアクセスに関しては、SSL/TLS で通信が暗号化されていること。
- (ク) 高可用性を備えたシステム構成および運用がされていること。本システムは、日本国内のクラウドデータセンターにおいて、物理的・論理的セキュリティ対策が講じられた環境で運用すること。
 - a. クラウド基盤の利用：パブリッククラウド、LGWAN-ASP 又はインターネット ASP 等、提案内容に応じて適切な提供形態を採用すること。
 - b. 国内拠点と可用性：日本国内のデータセンターを利用し、冗長化構成等により高い可用性を確保すること。
 - c. セキュリティ認証：クラウド事業者は、ISO/IEC 27001、SOC1、SOC2 等の国際的なセキュリティ認証を取得していること。
- (ケ) 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- (コ) 利用端末の OS やブラウザ等のバージョンアップに随時対応し、システムが利用可能な

状態を維持すること。

- (サ) システム提供事業者はプライバシーマーク及び ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証・評価を受けていること。

(4) 動作環境

以下の環境で動作すること。ただし最新情報についてはシステム画面上の表記に準じる。

PC 端末

No.	種別	動作環境
1	OS	Windows 11 同等以上
2	メモリ	8GB 以上
3	ブラウザ	Microsoft Edge 最新版 同等以上

タブレット端末

No.	種別	動作環境
1	OS	Android 14 同等以上
2	メモリ	4 GB

8 導入作業

(1) 全般

- ① システム導入にあたり、既存の業務フローをヒアリングし、システム化する範囲を整理して最適なシステム運用フローを提案すること。
- ② カスタマイズが必要な機能については、制度に則った正しい業務が可能となるよう要件定義を行うこと。
- ③ 契約後速やかにキックオフ会議を実施すること。キックオフ会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を沖縄市に提案すること。
- ④ 運用開始にあたり、各施設における設定作業の実施及び沖縄市職員及び対象施設職員で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。

(2) 操作マニュアル

- ① 運用開始までに沖縄市及び対象施設職員向けの操作マニュアルを作成し、提出すること。
- ② 操作マニュアルは、ICT 知識のない者が理解できるよう、専門用語を極力用いず、画面キャプチャを用いた誰にでも分かりやすいものとする。
- ③ 内容に修正や変更が生じた場合は、随時改定を行い、システム操作等の変更事項等の説明を行うこと。

(3) 研修

- ① 沖縄市と受注者にて協議のうえ、研修内容及びスケジュールを策定すること。
- ② システムを使用する対象施設職員を対象とし、操作方法の習得を目的とした研修を沖縄市の指定する場所もしくはオンラインで実施すること。
- ③ 実施場所、実施方法、実施回数等の詳細については受託後、協議のうえ決定するものとする。

(4) ヘルプデスク

- ① 沖縄市及び対象施設職員からの問い合わせ（操作方法、誤操作時の復旧方法、制度改正に伴うシステム改版相談等）に対応するため、ヘルプデスクを設置すること。
- ② ヘルプデスクへの問い合わせは、年末年始（12月29日～1月3日）を除く、平日9時から17時30分で受け付けること。
- ③ システムトラブル等、沖縄市が緊急かつ業務に支障をきたすと判断した場合は、②で規定

する受付時間外も可能な範囲で対応すること。

④ 電子メールによる問い合わせにも対応すること。

⑤ 電子メールでの問い合わせは 24 時間受付とすること。ただし、受付内容への一次回答は翌営業日までとする。

9 法令等の遵守

個人情報の保護に関する法律、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン、沖縄市個人情報の取扱いに関する管理規程、その契約の履行に必要とされる関係諸法令を遵守しなければならない。

10 秘密の保持

本業務の実施にあたり知り得た情報については、本業務の遂行のみに利用することとし、情報の流用、部外者への漏洩は一切禁ずるものとする。なお、受注者は自己の親会社及び子会社等の関連会社及び委託先に対し、本業務を実施する上で合理的な範囲内において秘密情報等を開示することができる。ただし、秘密情報等を開示する場合は、受注者が沖縄市に対して負うのと同等の守秘義務を課し、当該開示先による漏洩についても受注者が責任を負うものとする。

11 個人情報の取扱い

本業務において個人情報を取り扱う場合には、必要最小限の範囲でこれを取り扱わなければならない。個人情報の漏えい、滅失、毀損、改ざん及び不正アクセス等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。

12 契約不適合責任

本システムの運用開始日から起算して1年以内に、本契約との不適合が判明した場合は、沖縄市と協議のうえ、無償で迅速かつ誠実に修正等の作業を実施すること。なお、この場合、不適合部分のみ修正することとし、修正のためにユーザーインターフェース及び操作内容を変更する必要が発生した場合には、事前に沖縄市に報告すること。

13 権利帰属

本システムに関する知的財産権（本システムそのものの知的財産権の他、本システムに関連して受注者が沖縄市に対して提供する操作マニュアル、研修資料等も含まれる。なお、これらに限られるものではない。）は本システムのユーザが登録したデータ等の知的財産権を除き、全て受注者又は正当な権利者に帰属するものであり、本契約の締結又は本システムの利用の許諾によっても、沖縄市又は本システムのユーザに移転するものではなく、本システム以外に利用等することを許諾するものでもない。

14 支払方法

支払方法については、本市と受託者で協議して決定するものとする。

15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。